

特定異性接客営業等の規制に関する条例

警視庁生活安全部少年育成課少年環境第二係長 佐藤 良一

1 はじめに

平成29年3月30日、平成29年第一回東京都議会定例会において、特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成29年東京都条例第30号）が成立し、同年7月1日に施行されました。本稿では、条例成立に至った経緯と条例の概要について述べるとともに、施行後の警視庁の施策、今後の展望について説明します。

2 条例成立の経緯

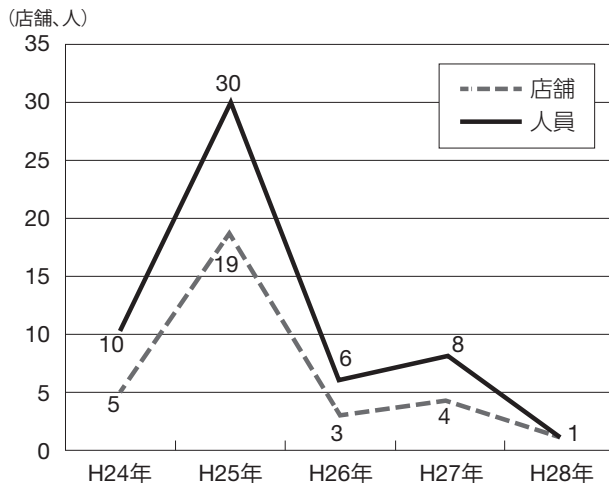
近年、繁華街を中心に、「女子高校生」を商品化したいわゆる「JKビジネス」（以下「JKビジネス」という。）が出現しました。

JKビジネスは、主として女子高校生に

マッサージ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたり、屋外で客と一緒に散歩をさせるなどのサービスを提供する営業です。しかしながら、一部の店舗では、裏オプシオンと呼ばれる性的サービスが行われていることが確認されるなど、福祉犯罪の温床になっているとともに、青少年の健全育成に悪影響を及ぼしています。こうしたことから、警視庁では、悪質な営業者等に対し、労働基準法や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の各種法令を適用し、平成24年1月以降、平成28年末までに32店舗55人を検挙してきました（図1）。

また、警視庁では、青少年の健全育成の観点より、平成25年4月から、JKビジネスで

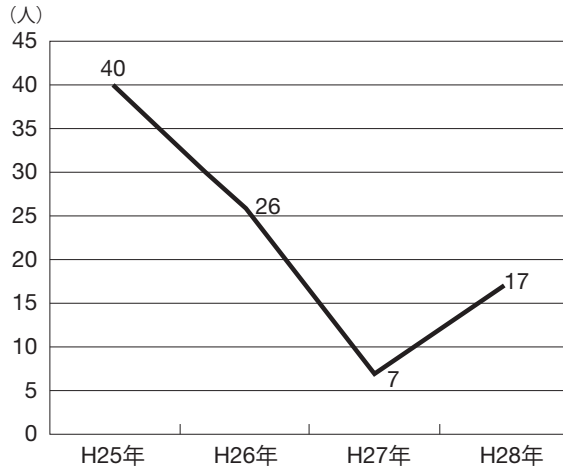
図1 JKビジネスに係る検挙数



東京都は、「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を制定した（条例第30号として、平成29年3月31日公布、同年7月1日施行）。

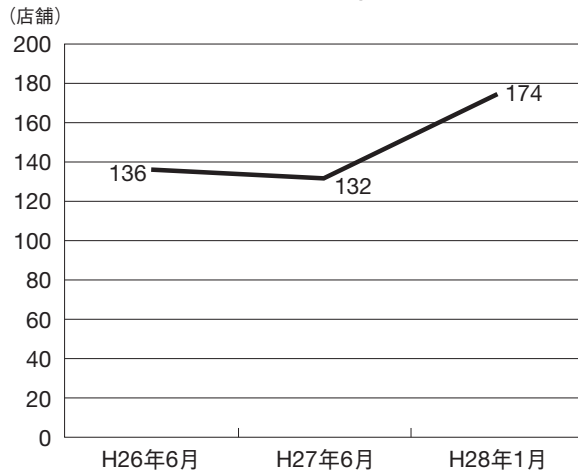
いわゆる「JKビジネス」等について公安委員会への届出義務や営業者の禁止行為等を定めるなど必要な規制を行い、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とした全国初の条例である。

図2 JKビジネスに係る補導人員



※1 平成25年4月 JKビジネスで稼働する18歳未満の児童を、補導対象に追加
 ※2 平成27年1月 JKビジネスで稼働する18歳以上の高校生等を、補導対象に追加

図3 都内におけるJKビジネス店舗数



※ 店舗を設けず従業員を派遣する無店舗型営業は計上していない。

働く行為や営業所等に出入りする行為、それらの行為を行うよう勧誘する行為を指定行為として、補導対象とすることとしました。その後、平成27年1月から、18歳未満の少年に加え、18歳以上20歳未満の高校生等も補導対象にするなど、補導の対象を拡大し、平成25年4月以降、平成28年末までに90人の女子高校生等を補導してきました(図2)。

こうした取組もあり、補導件数や検挙件数は減少しており、一定の成果は現れていると考えられました。

しかしながら、都内におけるJKビジネスの店舗数は、平成28年1月末時点で警視庁が

把握しているものが店舗型だけで174店舗あり(図3)、当時の法令では、JKビジネスの店舗等に対する立入りの権限がなく、青少年が稼働しているか、どのようなサービスが行われているかが容易に把握できない状況でした。さらに、無店舗型営業の形態も現れるなど、その営業実態の把握が困難であるほか、営業者も表面的には、労働基準法等の現行法令に触れないよう巧みに営業形態を変えるなど、悪質店舗の取締りが困難であるといった課題がありました。

そこで、警視庁では、こうしたJKビジネスのはらむ治安上の問題点とそれに起因する

犯罪の防止対策について、幅広い視点から検討を行うため、外部有識者5名^(註)からなる「いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会」を設置しました。同懇談会は平成28年2月から5月まで計4回にわたり開催され、JKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方について議論が重ねられるとともに、同年5月25日には、「いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書」が取りまとめられるに至りました。同報告書では、

青少年の健全育成及び清浄な風俗環境の保持並びにJKビジネスに起因する犯罪防止のためには、

・ 法的規制

・ 青少年を取り巻く社会環境の整備の両面における対策が必要である。

との基本的な考え方をもとに、本報告書を取りまとめるに至った。

とされ、それぞれの対策について具体的な在り方が提言されました。まとめとして、「今後は、本報告書の趣旨を踏まえて、関係者により早急かつ積極的に取組が進められることを期待する」との意見が付されました。

同報告書を踏まえ、JKビジネスに係る法的規制の在り方について、さらに検討が進められた結果、特定異性接客営業等の規制に関

する条例案が平成29年第一回東京都議会定例会に提出され、3月30日に成立、翌31日に公布されました。

3 条例の概要

本条例の主な概要は、次のとおりです。

(1) 目的(第1条)

本条例の目的は、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することと規定されました。

(2) 定義(第2条)

① 青少年

本条例で規定する青少年について、18歳未満の者と定義されました。

② 特定異性接客営業

店舗型、無店舗型のそれぞれのJKビジネスについて、

ア 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業(いわゆるリフレ)

イ 専ら客に異性の人の姿態を見せる役務を提供する営業(いわゆる見学、撮影、作業所)

ウ 専ら異性の客の接待をする役務を提供する営業(いわゆるコミュ)

エ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で、専ら異性の客に接するもの(いわゆるカフェ、店舗型のみ)

オ 専ら異性の客に同伴する役務を提供する営業(いわゆる散歩、無店舗型のみ)

のいずれかであって、青少年が客に接する業務に従事していることを明示・連想させるものとして公安委員会規則で定める文字等を営業所の名称、広告宣伝に用いるもの又は公安委員会規則で定める衣服を客に接する業務に従事する者が着用するもので、青少年に関する性的好奇心をそそるおそれがあるもの(風俗営業、性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。)が特定異性接客営業として定義されました。

なお、平成29年5月15日に公布された特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則(平成29年東京都公安委員会規則第5号。以下「施行規則」という。)第2条において、公安委員会規則で定める文字、数字その他の記号として、JK等79語が、施行規則第3条において、公安委員会規則で定める映像、写真又は絵として、生徒制服若しくは体操着又はこれらを着用する人の姿態を表すものが、施行規則第4条において、公安委員会規則で定める衣服として生徒制服又は体操着が、それぞれ定められました。

③ 特定衣類着用飲食店営業

いわゆるガールズバー、ガールズ居酒屋について、設備を設けて客に飲食させる営業のうち、水着、下着その他の公安委員会規則で定める衣服を客に接する業務に従事する者が着用することによって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの(風俗営業、特定遊興飲食店営業、特定異性接客営業に該当するものを除く。)が特定衣類着用飲食店営業として定義されました。

なお、施行規則第5条において、公安委員会規則で定める衣服として、水着又は下着が定められました。

(3) 責務(第3条～第5条)

都の責務として、特定異性接客営業及び特定衣類着用飲食店営業(以下「特定異性接客営業等」という。)に関し、本条例の目的を達するため、必要な施策を講ずるものとされました。

また、都民の責務として、都が行う施策に協力するよう努めるものとされました。

さらに、青少年の教育又は育成に携わる者の責務として、青少年に対し、特定異性接客営業等が青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものであることを認識させるとともに、当該営業に関わることのないよう指導、

助言等必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

(4) 特定異性接客営業の届出(第6条)

都内に営業所・事務所・受付所を設けて(事務所のない者は住所を有して)特定異性接客営業を営もうとする者は、東京都公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならぬこととされました。

(5) 特定異性接客営業に係る営業所等の設置禁止区域(第7条)

特定異性接客営業者は、学校(大学を除く)、児童福祉施設、入院施設のある病院等の周囲200メートルの区域内及びいわゆる住居集合地域内においては、営業所又は受付所を設置してはならないこととされました。

(6) 営業者の禁止行為(第8条)

特定異性接客営業者及び特定衣類着用飲食店営業者(以下「特定異性接客営業者等」という。)は、青少年を客に接する業務に従事させること、営業所等に客として立ち入らせること等をしてはならないこととされました。

(7) 特定異性接客営業に係る広告及び宣伝の規制(第9条)

何人も、特定異性接客営業の営業所等設置禁止区域内においては、特定異性接客営業に係る広告物の表示、広告文書等の配布をしてはならないこととされました。

(8) 勧誘行為等の禁止(第10条)

何人も、特定異性接客営業等に関し、次に掲げる行為をしてはならないこととされました。
・ 青少年に対し、客に接する業務に従事するよう勧誘すること、客となるよう勧誘すること又は広告文書等を配布すること
・ 青少年に、客に接する業務に従事するよう勧誘すること、客となるよう勧誘すること又は広告文書等を配布することをさせること

(9) 公安委員会による指示、命令(第11条、第12条)

公安委員会は、特定異性接客営業者等又はそれらの代理人、使用人その他の従業者が本条例の規定に違反したときは、必要な指示をすることができるとされました。

- また、公安委員会は、
・ 特定異性接客営業者等が公安委員会の指示等に従わなかったとき
・ 特定異性接客営業者等又はそれらの代理人

等が本条例の規定に違反する行為又は本条例で定める他法令の規定に該当する行為をしたとき

は、特定異性接客営業者等に対し、営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとされました。

さらに、公安委員会は、特定異性接客営業者が営業所等の設置禁止区域に営業所等を設けて営んでいる者であるときは、営業の廃止を命ずることができることとされました。

(10) 従業員名簿の備え付け(第15条)

特定異性接客営業者等は、営業所・事務所等ごとに、従業員名簿を備えなければならないこととされました。

(11) 報告及び立入り(第16条)

公安委員会は、本条例の施行に必要な限度において、特定異性接客営業者等に対し、業務に関して報告又は資料の提出を求めることができることとされました。

また、警察職員は、本条例の施行に必要な限度において、特定異性接客営業等の営業所等に立ち入ることができることとされました。

(12) 警察官による中止命令(第17条)

警察官は、特定異性接客営業等に関し、広

告物の表示、広告文書等の配布に係る違反行為をしている者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができるとされました。

(13) 罰則(第20条)

本条例の規定に違反した場合等の罰則が定められました。

4 条例を基にしたこれまでの取組

(1) 警視庁ホームページ・広報誌、リーフレットによる広報啓発活動

警視庁ホームページに条例、規則の条文、届出に必要な書類などを掲載中であるほか、「広報けいしちょう」(約349万部発行、約337万世帯)、「家庭と防犯」(約2万1000部配布)に本条例の概要及び被害防止、相談先等について掲載。また、警視庁独自で営業者向けのリーフレットを作成、条例・規則の概要、届出・手続等について、全警察署に配布の上周知に努めております。

(2) キャンペーンの実施

【平成29年7月1日 JR原宿駅前】

・警視庁少年育成課長、東京都青少年・治安対策本部青少年課長以下大学生ボランティアを含め約30名で実施。

・原宿を訪れた観光客や女性等に対しリーフレット等を配布し、JKビジネスに潜在する危険性等について街頭で説明を行いました。

【平成29年7月25日 秋葉原UDX2階 [AKIBA SQUARE]】

・「ドロ沼にはまるな!にこるんと一緒にSTOP!JKビジネス」と題し、JKビジネス啓発イベントを東京都青少年・治安対策本部と協働して実施。

・都からは東京都青少年・治安対策本部長、以下が出席、警視庁からは生活安全本部長、少年育成課長以下が出席。

・若者に発信力のあるタレント藤田ニコルさん、やしる優さんを起用し、クイズ形式を取り入れて分かりやすく、JKビジネスに対する危険性及び実態について広く啓発しました。

(3) JKビジネスに関する被害防止教室等の実施について

本年6月末までに、非行防止教室と合わせ、中学校191回、高校181回、計372回実施、青少年、特に女子児童に対する教室を実施しております。本年6月14日女子美術大学付属高等学校(杉並区)で行われた被害防止教室は新聞等で「詳しい話が聞けて怖さを



女子美術大学付属高等学校での被害防止教室の様子

実感できた、私は絶対にやらない」など、参加した女子高校生の声の記事として報道される等大きな反響を得ました。今後も高校生等を中心に保護者も対象とした教室を数多く実施していきます。

(4) 補導、立入りの推進

本年1月から6月末まで、JKビジネスに関連した補導人員については31人となって

います。

また、本年4月8日には、条例の公布に合わせ、秋葉原、渋谷、新宿、池袋地区において一斉補導を実施し、施行後の7月21日には条例に基づき、秋葉原のJKビジネス店11店舗に対して立入り調査を実施、5店舗を行政



一斉補導の様子

指導しました。補導、立入り共に主要新聞社各紙で広く報道され大きな反響を得ました。

(5) 店舗に対する取締りの徹底

本年6月末までにJKビジネス店舗関連の事件検挙は平成24年2月に児童の下着を客に見せさせていた店長等を労働基準法違反で検挙したのを皮切りに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び児童福祉法違反により、現在まで39店舗、44件、62人を検挙しています。

最近の検挙事例では、7月4日店舗型特定異性接客営業（散歩）の店長が16歳の女子高校生に男性客と性交させた事実で児童福祉法違反として検挙し、主要新聞社各紙でも広く報道されました。

今後も条例を適用した事件検挙を含めて取締りを実施していきます。

5 おわりに

本条例成立後の平成29年4月8日、秋葉原、渋谷、新宿、池袋の4地区において一斉補導を実施したところ、JKビジネスで稼働する青少年を20人補導するに至りました。また、同年5月9日、JKカフェの営業者が、露出度の高い衣装を着用させて接客するアルバイトを辞めたがっている青少年を辞めさせずに

稼働させたとして児童福祉法違反（有害目的で児童を支配下に置く行為の禁止）で検挙されるなど、依然として青少年がJKビジネスで稼働し、青少年の健全な育成が阻害されている状況が見受けられます。

今後も、本条例に定められた各種規制を適正に運用し、青少年の健全な育成を阻害する違法な行為に対する取締りを徹底することはもとより、関係部局、特に学校等教育関係者と連携して、社会全体の機運の醸成を図るとともに、青少年に対し、JKビジネスで稼働することがないよう指導助言を行っていくことが不可欠であると考えております。

注

清永奈穂氏（株式会社ステップ総合研究所 長）、瀧柳嘉市氏（東京少年補導員連絡協議会 会長）、長尾敏成氏（長尾敏成法律事務所 弁護士）、藤原静雄氏（中央大学法科大学院教授、座長）、星周一郎氏（首都大学東京都市教養学部法学系教授）の5名（五十音順）。